



まんなかに愛のあるまち

CHINO
茅野市

おくやみ ハンドブック



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

茅野市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

茅野市役所 0266-72-2101（代表）

事前準備について

茅野市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、茅野市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表および喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書等）
- 国民健康保険、後期高齢者医療の資格確認書、資格情報のお知らせ
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったことおよび喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 福祉医療費受給者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者であることを示す書類
（資格確認書、資格情報のお知らせ）

介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続などの一般的な流れ（目安）

死亡	葬儀・法要	届出・手続	税金
	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届（7日以内） ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金などの手続（36ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> （37ページ参照）
3か月			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告（38ページ参照）
4か月		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議（37ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付（38ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
10か月			
	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	
1年			

茅野市で必要な手続については7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8、9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.13
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(トラクター等)を所有していた	P.16
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
福祉(障害)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.19、20
	<input type="checkbox"/>	心身障害福祉金(市単年金)を受給されていた	P.20

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障害)	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.21、22
	<input type="checkbox"/>	タクシー乗車券を利用していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	日常生活用具(ストマ用具)の給付を受けていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	日中一時支援事業を利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.26
上下水道	<input type="checkbox"/>	市の上下水道を使用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	アパート等の貸家を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	P.28
	<input type="checkbox"/>	合併処理浄化槽を設置している	
その他	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証の交付を受けていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	家財整理で出たごみを処分したい	
	<input type="checkbox"/>	道路、水路または河川を占用していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	空き家を所有していた、家屋を所有していたが空き家となってしまった	P.32

1. 住民登録に関する手続

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続 カードの返却または破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。マイナンバーカード、個人番号通知カードを返却または破棄してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、相続等の手続で必要になることがあります。マイナンバーカード、個人番号通知カード返却後確認していただくことができなくなります。すべての手続が完了するまでは保管しておいていただくことをお勧めします。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード	市民課 戸籍係 ☎ 0266-72-2101 (内線 252・253・257・258)

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	市民課 戸籍係 ☎ 0266-72-2101 (内線 252・253・258)

※死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行については10日から2週間程度かかりますので、あらかじめ了承ください。

2. 保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続① 資格確認書等の返却

手続詳細	期 限
資格確認書等を回収します。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書、資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など） ※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の資格確認書等	保険課 国保年金係 ☎ 0266-72-2101 （内線 323）

手続② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	手続可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険課 国保年金係 ☎ 0266-72-2101 （内線 323）

MEMO

2. 保険に関する手続

手続③ 高額療養費の申立て申請

手続詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に振込先の変更ができます。	2年間以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）	保険課 国保年金係 ☎ 0266-72-2101 (内線 323)

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

後期高齢者医療保険に加入していた

手続① 資格確認書等の返却

手続詳細	期 限
資格確認書等を回収します。 返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書、資格情報のお知らせ	保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎ 0266-72-2101 (内線 327・328)

手続② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費 (50,000 円) が支給されます。	葬祭を行った日の 翌日から 2 年間
	手続可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状・葬祭領収書)	保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎ 0266-72-2101 (内線 327・328)

手続③ 誓約書兼振込口座届

手続詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に振込先の変更ができます。 後日、市から亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。	相当な期間 (概ね 3 か月)
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 (相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳等 (相続人のもの) <input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎ 0266-72-2101 (内線 327・328)

3. 年金に関する手続

国民年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続の確認をしてください。	速やかに
	手続可能な人
必要なもの	請求者
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	問い合わせ先
	保険課 国保年金係 ☎ 0266-72-2101 (内線 324)

厚生年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	速やかに
	手続可能な人
必要なもの	請求者
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	問い合わせ先
	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 岡谷年金事務所 ☎ 0266-23-3661 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 050からはじまる電話で かける場合は 03-6631- 7521

共済年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続可能な人
必要なもの	請求者
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	問い合わせ先
	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は14日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	14日以内
	手続可能な人
必要なもの	ご遺族の方
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の除票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	問い合わせ先
	最寄りの JA 窓口または 農業委員会事務局 ☎ 0266-72-2101 (内線 442)

MEMO

4. 税金に関する手続

市税の納付が済んでいない

手続① 納付に係る手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課 諸税係 ☎ 0266-72-2101 (内線 180・192)

手続② 口座振替に係る手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義で口座振替を利用されていた場合は、口座振替停止の手続が必要となります。 相続人等の名義で口座振替を希望する場合は、申込手続をしてください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人等が口座振替を希望する場合は、通帳またはキャッシュカード、届出印	税務課 諸税係 ☎ 0266-72-2101 (内線 180・192)

MEMO

市民税が課税されていた

手続 相続人代表者指定(変更)届出書の提出

手続詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。相続放棄のお手続は、別途家庭裁判所で行っていただき、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を税務課窓口に出してください。</p>	<p>亡くなられた日から 3か月以内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定(変更)届出書が届いた方は約2週間以内</p>
	手続可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 市民税係 ☎ 0266-72-2101 (内線 172~174)

MEMO

4. 税金に関する手続

固定資産を持っていた

手続 相続人代表者指定(変更)届出書の提出

手続詳細	期 限
<p>固定資産税は基本的に登記の情報をもとに課税されるため、固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、法務局で所有権移転登記(相続登記)をする必要があります。相続登記が完了するまでの間については、相続人の方から代表者を選んでいただき、納税義務者名義の固定資産に係る書類(納税通知書等)を受領していただくことをお願いしています。</p> <p>相続人のうち、どなたが代表者になれるのか「相続人代表者指定届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください(相続人代表者の設定は暫定的な措置のため、実際の相続に影響を及ぼすものではありません)。</p> <p>※未登記家屋がある場合、課税台帳上の所有者を変更するためには資産税係に「固定資産申告書」および添付書類の提出が必要です。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。相続放棄のお手続は別途家庭裁判所で行っていただき、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を税務課窓口へ提出してください。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定(変更)届出書が届いた方は約2週間以内</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p> <p>※ 法定相続人以外の方が相続人代表者となる場合は遺言書の写し等</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課 資産税係 ☎ 0266-72-2101 (内線 175~178)</p> <p>管轄の法務局 長野地方法務局諏訪支局 ☎ 0266-52-1043</p>

MEMO

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車（トラクター等）を所有していた

手続① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続をしてください。	亡くなられた日から 30日以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類	税務課 諸税係 ☎ 0266-72-2101 （内線 180・192）

手続② 名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続または譲渡する場合は、名義変更の手続をしてください。	亡くなられた日から 15日以内
	手続可能な人
	①相続人
	②車両を譲り受けた方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が車両を譲り受けた場合のみ：相続人からの譲渡証明書	税務課 諸税係 ☎ 0266-72-2101 （内線 180・192）

※軽四輪（乗用車・貨物車）を所有していた場合は、以下にお問い合わせください。

軽自動車検査協会長野事務所 松本支所 ☎ 050-3816-1855

MEMO

5. 介護保険に関する手続

65歳以上または介護認定を受けていた

手続① 介護保険被保険者証の返却

手続詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	保険課 介護保険係 ☎ 0266-72-2101 (内線 334~337)

手続② 相続人による届出書の提出

手続詳細	期 限
後日、諏訪広域連合から亡くなられた方の生前のご住所に保険料の精算に関するお手紙を送付する場合がありますので「介護保険振込口座登録・送付先変更届」をご提出ください。 ※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ同届を郵送でお送りします。	速やかに
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	保険課 介護保険係 ☎ 0266-72-2101 (内線 334~337)

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316)

障害児福祉手当を受給していた

手続 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316)

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続

特別障害者手当を受給していた

手続

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316)

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給者変更をする場合は認定請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続、受給者変更をする場合は認定請求の手続が必要です。	亡くなられてから速やかに届出
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、亡くなられた方が養育していた支給対象児童名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、金融機関の通帳またはキャッシュカード	こども課 こども・家庭支援係 ☎ 0266-72-2101 (内線 611)

【児童が亡くなられた場合】

手続

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。	亡くなられてから速やかに届出
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	こども課 こども・家庭支援係 ☎ 0266-72-2101 (内線 611)

心身障害福祉金(市単年金)を受給されていた

【振込名義人が亡くなられた場合】

手続

心身障害福祉金変更届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害福祉金の振込名義人だった場合、振り込みができなくなりますので、新たな振込名義人への変更が必要です。	速やかに
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更後の振込名義人の振込口座がわかるもの	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316)

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316)

【年金を受給する予定でいた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続詳細	期 限
年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316)

MEMO

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書の提出

手続詳細	期 限
加入者がお亡くなりになった、または重度障害状態に該当したと認められた月の分から障害のある方がお亡くなりになる月の分まで支給されます。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316)

タクシー乗車券を利用していた

手続 タクシー乗車券資格喪失届と、未使用分のタクシー乗車券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方がタクシー乗車券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分のタクシー乗車券があれば返却となります。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分のタクシー乗車券	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316)

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続

日常生活用具（ストマ用具）の給付を受けていた

手続 未使用分の日常生活用具（ストマ用具）の給付券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が日常生活用具（ストマ用具）の給付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の給付券があれば返却となります。	速やかに
	手続可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の日常生活用具（ストマ用具）の給付券	問い合わせ先
	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 （内線 315・316）

児童通所施設を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	問い合わせ先
	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 （内線 315・316） 東部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0026 西部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0073 中部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0107 北部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-77-3000

MEMO

障害福祉サービスを利用していた

障害福祉サービス受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316) 東部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0026 西部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0073 中部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0107 北部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-77-3000

日中一時支援事業を利用していた

日中一時支援事業利用登録証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が日中一時支援事業を利用していた場合、死亡日をもって日中一時支援事業利用登録証の返却となります。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の日中一時支援事業利用登録証	社会福祉課 障害福祉係 ☎ 0266-72-2101 (内線 315・316) 東部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0026 西部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0073 中部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-82-0107 北部保健福祉サービスセンター ☎ 0266-77-3000

7. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続 受給者変更手続

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未払いの児童手当および受給者の変更につき、手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求者本人名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは個人番号通知カード <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	こども課 こども・家庭支援係 ☎ 0266-72-2101 (内線 614)

【児童が亡くなられた場合】

手続 児童手当資格喪失届(または額改定届)の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に児童手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。	亡くなられてから速やかに届出
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	こども課 こども・家庭支援係 ☎ 0266-72-2101 (内線 614)

MEMO

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続 受給者死亡届提出

手続詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払いの手当てがある場合は、手続が必要です。	亡くなられてから 速やかに届出
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード	こども課 こども・家庭支援係 ☎ 0266-72-2101 (内線 611)

【児童が亡くなられた場合】

手続 児童扶養手当資格喪失届 (または額改定届) の提出、児童扶養手当証書の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。	亡くなられてから 速やかに届出
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	こども課 こども・家庭支援係 ☎ 0266-72-2101 (内線 611)

MEMO

8. 上下水道に関する手続

市の上下水道を使用していた

手続① 納付に係る手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の水道料金の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている上下水道料金のお知らせ（納入通知書）により納付をしてください。	納入通知書に記載の納期限まで
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納入通知書	上下水道課 営業係 ☎ 0266-72-2101 (内線 662 ~ 664)

手続② 名義変更、閉栓手続、または口座振替停止手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要となります。また、口座振替をご利用されていた場合、口座振替停止の手続が必要となります。 ※閉栓手続は電話手続可	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	相続人、または相続代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人等が口座振替を希望する場合は、通帳または金融機関のカード、届出印	上下水道課 営業係 ☎ 0266-72-2101 (内線 662 ~ 664)

アパート等の貸家を所有していた

手続 名義変更手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方がアパート等貸家の水道設備所有者の場合、名義変更の手続が必要となります。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	相続人、または相続代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	上下水道課 営業係 ☎ 0266-72-2101 (内線 662 ~ 664)

下水道事業受益者負担金を納付中であつた

手続① 納付に係る手続

手続詳細	期 限
下水道事業受益者負担金の納付が済んでいない受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納入通知書により納付をしてください。	納入通知書に記載の 納期限まで
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納入通知書	上下水道課 営業係 ☎ 0266-72-2101 (内線 662 ~ 664)

手続② 受益者異動申告書の提出

手続詳細	期 限
下水道事業受益者負担金の納付が済んでいない受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者変更の手続が必要になります。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者異動申告書	上下水道課 営業係 ☎ 0266-72-2101 (内線 662 ~ 664)

合併処理浄化槽を設置している

手続 浄化槽管理者の変更等の手続

手続詳細	期 限
浄化槽管理者が変更になる場合は、浄化槽管理者変更報告書等の提出が必要です。	変更の日から 30 日以内
	手続可能な人 親族または維持管理業者 が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	環境課 公害衛生係 ☎ 0266-72-2101 (内線 265)

9. その他の手続

福祉医療費受給者証の交付を受けていた

手続 福祉医療費受給者証の返却および、資格変更届の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が、福祉医療費受給者証の交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。生前、受診していた分の福祉医療費給付金を受け取るために資格変更届の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
必要なもの	相続人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座の分かるもの	保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎ 0266-72-2101 (内線 326)

家財整理で出たごみを処分したい

手続 諏訪南清掃センター・諏訪南リサイクルセンターへのごみの搬入

手続詳細	期 限
諏訪南清掃センター・諏訪南リサイクルセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）を確認しています。亡くなられた方のごみを搬入する場合は、受付表に亡くなられた方が住んでいた住所を記入してください。 ※タイヤや建築廃材など、各センターで処分できない物が一部あります。 ※ごみの発生場所（住所）が茅野市・富士見町・原村以外の場合は搬入できません。	なし
	手続可能な人
必要なもの	基本的にご親族の方
<input type="checkbox"/> なし	問い合わせ先
	美サイクルセンター ☎ 0266-72-2905

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

道路、水路または河川を占有していた

手続 占有許可の変更または廃止手続

手続詳細	期 限
<p>名義の変更をする場合は、権利譲渡の手続をしてください。</p> <p>占有物件が不要となり、撤去等により占有を廃止する場合は、廃止の手続をしてください。</p> <p>※国道、県道、一級河川等、管理者が茅野市ではない場合は、各管理者へお問い合わせください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
	<p>手続可能な人</p>
	<p>権利を承継する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 権利譲渡承認申請書</p> <p>【占有の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 占有廃止届書、写真および占有許可書の原本</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>建設課 管理係</p> <p>☎ 0266-72-2101</p> <p>(内線 503)</p>

犬を飼っていた

手続 飼い主の変更手続

手続詳細	期 限
<p>犬の飼い主が変更になる場合は、犬の登録事項変更届を環境課へ提出してください。</p> <p>なお、変更後の飼い主が市外に居住している場合は、居住している市町村へお問い合わせください。</p>	<p>変更の日から 30 日以内</p>
	<p>手続可能な人</p>
	<p>親族又は関係者が望ましい</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> なし</p>	<p>環境課 公害衛生係</p> <p>☎ 0266-72-2101</p> <p>(内線 265)</p>

MEMO

9. その他の手続

市営住宅に入居していた

手続 世帯主変更、または同居者異動届

手続詳細	期 限
世帯主が変更になる場合、都市計画課に相談してください。同居者に異動がある場合は同居者異動届を提出してください。 なお、単身入居者がお亡くなりになった場合には、住居の明け渡し等の手続がありますので、都市計画課に相談してください。	速やかに
	手続可能な人
	親族又は関係者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	都市計画課 住宅係 ☎ 0266-72-2101 (内線 537)

農地を所有していた

手続 農地の相続・農業委員会への届出

手続詳細	期 限
農地の所有者が亡くなられた場合には、農地の相続手続が必要です。農地の相続手続が終わり、農地の所有者が相続人の名前に代わってから農業委員会への届出（農地法第3条の3の規定による届出書）が必要となります。農地の相続登記が完了した際に「登記完了証」が交付されますので農業委員会事務局へ「登記完了証」の写しと一緒に届出書を提出してください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 登記完了証の写し <input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書 (5階 農業委員会事務局窓口にあります)	農業委員会事務局 ☎ 0266-72-2101 (内線 442)

MEMO

空き家を所有していた、家屋を所有していたが空き家となってしまった

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

手続 空き家に関する相談

<p>手続詳細</p> <p>家屋の所有者が亡くなられた場合には、15ページの「固定資産を持っていた」にも記載のとおり相続手続が必要になります。併せて、亡くなられた方が空き家を所有していたり、住んでいた家屋が空き家になってしまった場合には、相続人をはじめご家族やご親族等により当該空き家の今後の維持管理をお願いします。もし、売却・賃貸・解体等をご希望でしたら、空き家なんでも相談会や空き家バンクをご案内しますので、空き家対策担当の都市計画課住宅係までご相談願います。</p>	<p>期 限</p> <p>なし</p> <p>手続可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 空き家物件情報（固定資産税課税明細、登記簿謄本等）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>都市計画課 住宅係 ☎ 0266-72-2101 (内線 538)</p>

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険の被保険者であることを示す書類やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続先】 亡くなられた方の勤務先を所管する年金事務所</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 諏訪税務署 ☎ 0266-52-1390
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続	茅野警察署 ☎ 0266-82-0110 中南信運転免許センター ☎ 0263-53-6611
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住所地 を管轄する保健福祉事 務所へお問い合わせくだ さい。	諏訪保健福祉事務所 ☎ 0266-53-6000
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 諏訪税務署 ☎ 0266-52-1390
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋の所有権移転 (相続)登記など	長野地方法務局諏訪支局 ☎ 0266-52-1043

相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせることで、相続財産の多くを知ることができます。また、土地・家屋を所有していた場合は、それらが所在する市区町村の役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象資産の内容を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役場などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

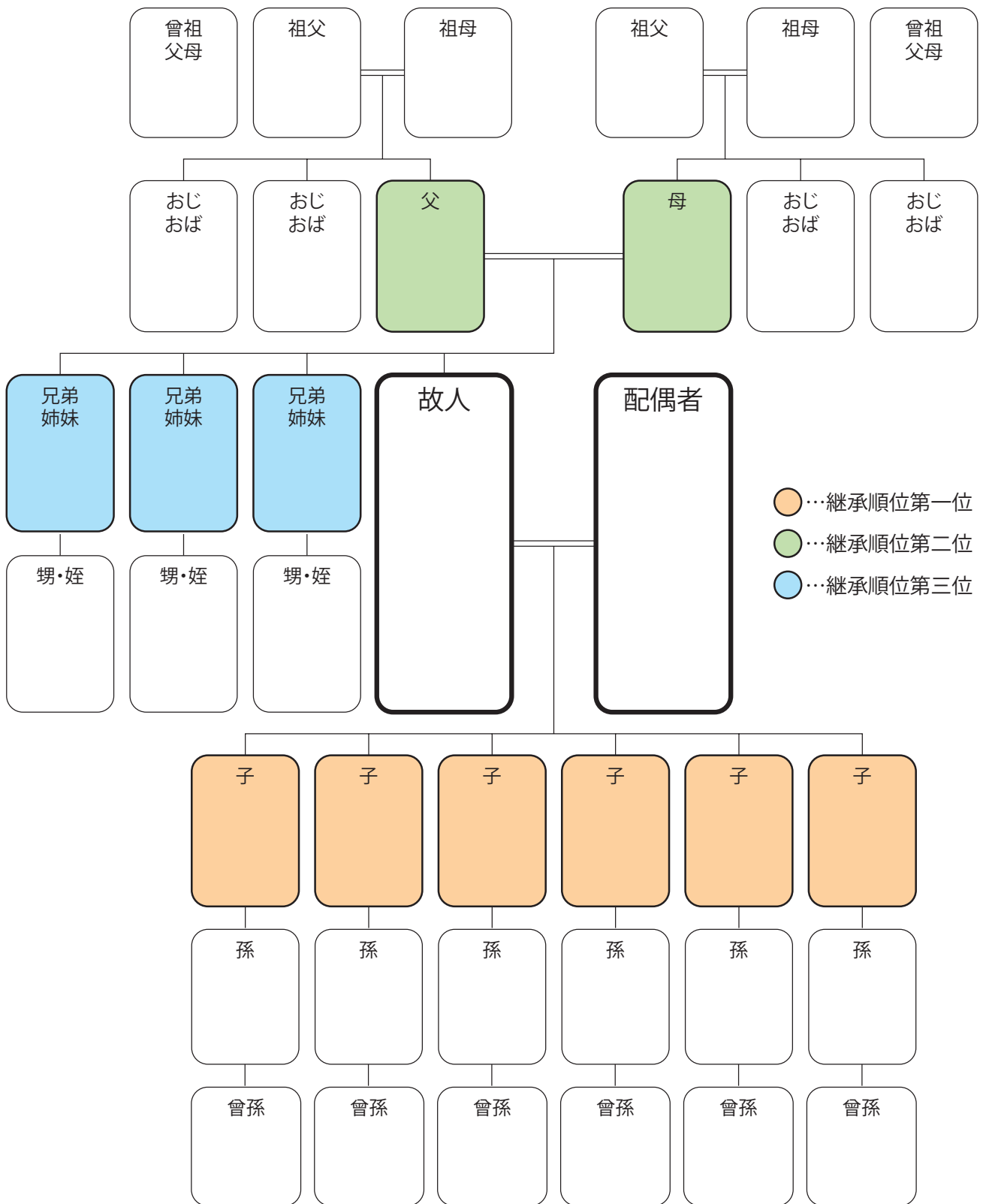
各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

～ 相続登記は、令和6年4月1日から申請が義務化されました。～

不動産登記簿で所有者が分かるようにするため、相続や住所変更に伴う登記の申請が義務化されました。

①基本的なルール

相続（遺言を含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

②遺産分割が成立したときの追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

⇒①・②ともに、正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が課されることがあります。

○相続人申告登記

登記簿上の所有者について相続が開始したと、自らがその相続人であることを登記官に申し出ることによって、相続登記の申請義務（上記①）を履行することができます。

○法定相続情報証明制度

法定相続人が誰であるかを登記官が証明する制度です。
※詳細は次ページ。

○相続土地国庫帰属制度

相続等によって取得した不要な土地を国が引き取る制度が創設されました（令和5年4月27日施行）。※業務取扱い庁 長野地方法務局不動産登記部門

○自筆証書遺言書保管制度

自筆遺言書を作成した本人が法務局に遺言書の保管を申請することができる制度です。

新制度の詳しい内容、手続については、法務省のホームページをご覧ください。

また、全国の法務局では手続案内を行っています（予約が必要です）。

長野地方法務局不動産登記部門 TEL026-235-6611（番号案内1）

長野地方法務局諏訪支局 TEL0266-52-1043（番号案内1）にお問い合わせください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

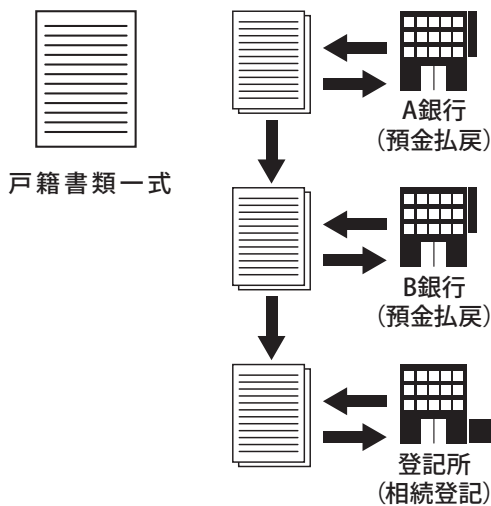
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

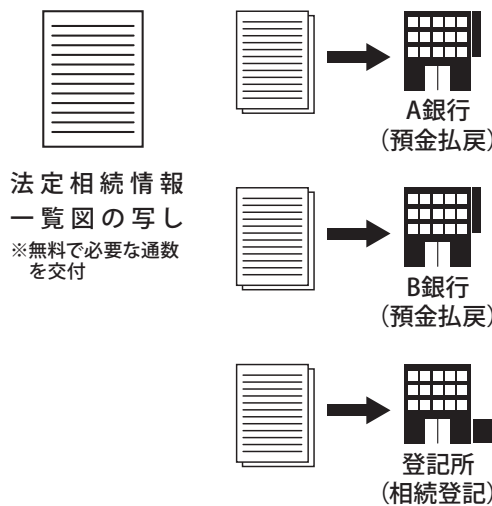
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____年 _____月 _____日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____年 _____月 _____日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____ 印

生年月日 _____年 _____月 _____日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)茅野市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。



大切なお別れするとき… ご家族に寄り添い トータルサポートいたします。



ご葬儀・ご法事・お彼岸の供花

ご葬儀やご法事のイメージに合わせた生花を揃え、
専門スタッフが心を込めてアレンジいたします。

あなたの想いをカタチにした
「葬送」をご提案いたします。

会館葬の他、家族葬、自宅葬、寺院葬、
直葬、仏式、神式、教会葬、各宗教葬、
無宗教葬など残されたご家族様のお気持ちを大切に、
あらゆるご希望にお応えします。



ご葬儀・ご法事・お彼岸のお料理

厳選した食材を職人が丁寧に手作りし、
ご予算・人数に合わせたコースから
お選び頂けます。折り詰めにも対応しています。

お葬式が終わった後も安心。
専門スタッフがサポートします。

ご法事の準備、位牌、仏壇、
仏具などの手配もおまかせください。

仏壇・仏具を常設展示販売しております

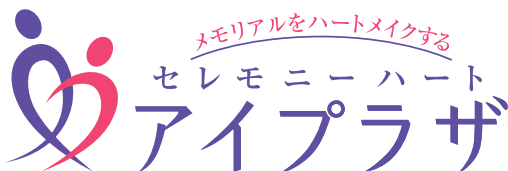


TEL.0266-71-2000 FAX.0266-71-2100

もしもの時に安心の特典がいっぱい!

「はと倶楽部協賛店」で様々なサービスが受けられます

人と人、顔と顔が向き合える 心なごむ館 アイプラザ
厚生労働省認定 葬祭ディレクター技能審査 1級葬祭ディレクター資格者在籍



会 員 募 集

入会金 **わずか1万円***のみで、
年会費・月々の掛け金は必要ありません。

※入会金は非課税です



〒391-0001 茅野市ちの横内2612 株式会社アイプラザ
TEL.0266-82-4000 FAX.0266-82-4100
<https://www.i-plaza.co.jp/>

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5

万円~

決まった金額だから安心！

0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

JA虹のホールたまがわ

事前相談承ります

お見積り無料



通夜室



一般葬 祭壇



安置室



家族葬 祭壇



ロビー



☎82-8811

JA虹のホールの

心隣葬

ホール/菩提寺/ご自宅などのご葬儀を豊富な知識と地域の習慣を熟知したスタッフがご希望・想いに寄り添ってお手伝いさせていただきます。

心隣葬とは…

特に心の絆が強いご家族・ご親族・ご友人・隣組の方々で行う小規模な葬儀のことです。

家族葬の場合



ご家族+ご親族

心隣葬の場合



ご家族+ご親族+ご友人+隣組の方々

心隣葬の流れ 弔問受付を設け一般の方は告別・焼香をしていただき、ご葬儀は近い方々で執り行います。

お通夜・ご納棺
近親者で執り行います

ご出棺・火葬
火葬場へ行ける方が制限されています

弔問・焼香
一般の方を広く受付します

ご葬儀
近親者・ご友人・隣組の方々で執り行います

新規ゴールド会員募集中

ゴールド会員

- 入会方法/入会金総額 10,000円を払い込んでいただいた方。
- 特典対象/会員・会員家族を含め、何回でも特典適用がされます。但し、会員様がお亡くなりになられた場合は、新たにご入会をいただきます。
- 退会方法/いつでも退会可能です。葬儀施行、法事施行等で割引を使用した場合は入会金の返金は致しかねますので、ご了承下さい。
- 摘要地区/県下諏訪地区以外のJAについては、摘要になりません。ご承知おきください。

株式会社 あぐりライフ信州諏訪

AGRI LIFE SHINSYU SUWA Inc.

茅野市玉川 2817 番地

年中無休、24時間受付 ☎82-8811

長野県JA葬祭 虹のホールグループ

(株式会社長野エコーブサプライ)

ホームページをご覧ください

JA虹のホール

検索



チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

発 行 長野県茅野市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年4月